

令和年

月

日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

令和年

月

日

の修正・更正・決定・再更正による。

所在地

(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

(ふりがな)代表者氏名

(ふりがな)経理責任者氏名

期末現在の資本金の額(解散日現在の額)(兆十億百万千円)

事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(兆十億百万千円)

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(電話)

(ふりがな)

法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額

兆十億百万千円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

兆十億百万千円

法人区分

イに掲げる法人

期末現在の資本金等の額

兆十億百万千円

令和年

月

日から令和年

月

日までの事業年度分の道府県民税の特別法人事業税の申告書

兆十億百万千円

事業税

摘要

課税標準

税率(100)

税額

(使途秘匿金額等)法人税法の規定によって計算した法人税額

①

兆十億百万千円

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額別表5

兆十億百万千円

所得割

年400万円以下の金額

兆十億百万千円

年400万円を超え年800万円以下の金額

兆十億百万千円

年800万円を超える金額

兆十億百万千円

計

兆+兆+兆

兆十億百万千円

軽減税率不適用法人の金額

兆十億百万千円

付加価値割

付加価値額総額

兆十億百万千円

付加価値額

兆十億百万千円

資本割

資本金等の額総額

兆十億百万千円

資本金等の額

兆十億百万千円

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入割

収入金額総額

兆十億百万千円

収入金額

兆十億百万千円

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割

所得金額総額別表5

兆十億百万千円

所得金額

兆十億百万千円

付加価値割

付加価値額総額

兆十億百万千円

付加価値額

兆十億百万千円

資本割

資本金等の額総額

兆十億百万千円

資本金等の額

兆十億百万千円

収入割

収入金額総額

兆十億百万千円

収入金額

兆十億百万千円

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

付加価値割

付加価値額総額

兆十億百万千円

付加価値額

兆十億百万千円

資本割

資本金等の額総額

兆十億百万千円

資本金等の額

兆十億百万千円

収入割

収入金額総額

兆十億百万千円

収入金額

兆十億百万千円

東京の場合の⑦の計算

特別区分の課税標準額

兆十億百万千円

同上に対する税額

兆×100

市町村分の課税標準額

兆十億百万千円

同上に対する税額

兆×100

法人税の期末現在の資本金等の額

兆十億百万千円

法人税の当期の確定税額

兆十億百万千円

決算確定の日

・

合計事業税額(兆又は兆+兆+兆+兆+兆+兆+兆)

兆十億百万千円

令和6年改正法附則第8条第2項の控除額

兆十億百万千円

事業税の特定寄附金税額控除額

兆十億百万千円

仮装経理に基づく事業税額の控除額

兆十億百万千円

差引事業税額

兆十億百万千円

既に納付の確定した当期分の事業税額

兆十億百万千円

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

兆十億百万千円

この申告により納付すべき事業税額

兆十億百万千円

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))

兆十億百万千円

この申告が中間申告の場合の計算期間

・

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

兆十億百万千円

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

還付請求中間納付額

兆十億百万千円

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行口座番号(普通・当座)

支店

資本金の額(外貨)

資本準備金の額(外貨)

資本剰余金の額(外貨)

前事業年度の法人区分

イに掲げる法人

関係与税理士名

(電話)

第6号様式(その3)記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金の金額(同法第2条第1号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額)との合計額を記載すること。
- 8 「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第6号様式別表4の4の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。
- 9 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ又はハ(政令第6条の2第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 10 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとするものに限る。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 11 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。)であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの)に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標

準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

12 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

13 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

14 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉕」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉕」の欄の金額を記載すること。

16 事業税の「付加価値額総額㉖」又は「資本金等の額総額㉗」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉖」又は「資本金等の額総額㉗」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉖」又は「資本金等の額総額㉗」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17 事業税の「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額㉚」の欄は、第6号様式別表5の7の「控除額㉛」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉜」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19 還付請求の「中間納付額㉝」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20 事業税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉞」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉟」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

22 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉟」の

欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額⑨」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

24 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額⑪」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑪」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑫」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

25 特別法人事業税の「⑪のうち見込納付額⑬」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

26 「資本金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

27 「資本準備金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

28 「資本剰余金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

29 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

30 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

31 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。